

News Release

平成21年 5月13日

パイオニア株式会社
代表者名 代表取締役社長 小谷 進
(コード番号 6773 東証第一部)
問合せ先 常務取締役経理部長 岡安 秀喜
電 話 (03) 3494-1111

定款一部変更についてのお知らせ

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催予定の第63回定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 変更の理由

平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、「決済合理化法」といいます。)により、上場会社の株券は一斉に電子化されました。

これに対応するため、株券の発行に関する現行定款第9条を削除するとともに、電子化に伴い従来の株券保管振替制度に基づく「実質株主」および「実質株主名簿」の概念がなくなったことから、これらに関する現行定款第10条および現行定款第12条第3項の一部記載を削除するものです。

また、会社法第221条の定めにより、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過するまでは株券喪失登録簿の作成および備置きを要するため、経過的な措置として、株券喪失登録簿に関する記載を現行定款第12条第3項から附則に移行し、平成22年1月6日をもって削除するものです。

さらに、以上の変更に伴い、条数の繰り上げを行うものです。

2. 変更の内容

変更案の内容は次ページのとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第9条</u> (1)当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(2)前項の規定にかかわらず、当社は、<u>単元株式数に満たない数の株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の売渡し請求)</p> <p><u>第10条</u> 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。</p> <p><u>第11条</u> (省 略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> (1)当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2)株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</p> <p>(3)当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿に関する事務、ならびにその他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の売渡し請求)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> (1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3)当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務、ならびにその他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(以下条数繰り上げ)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

以 上